

# 人種差別撤廃条約

## 第四条・七条の実施に関する研究報告（1）

部落解放研究所人権部会

### 紹介にあたって

近年、日本国内において人種差別撤廃条約に対する関心が急速に高まりつつあります。

このことは、「条約」の批准を求める議会決議が九府県議会、四三四市町村議会（本年四月一日時点）にも及んでいること、「条約」の早期完全批准等々を求める世界人権宣言実行委員会が一六府県で結成され、活発な活動を行っていることに端的に示されています。

こうした中で、政府も本年二月、国会において中曽根首相が「趣旨には基本的に賛成であり、国内法の整備に懸命に努力してまいりたい」という旨の答弁を行い、「条約」の批准にむけ前向きな姿勢を示しています。

部落差別をはじめ一切の差別撤廃と平和の確立にむけ、私共はこの「条約」が一日も早く、留保なしに批准されることを求めるものであります。

この「条約」の中の重要な条文の一つとして、第四条「人種的優越主義に基づく差別及び煽動の禁止」、第七条「教育文化等の分野における差別撤廃精神の普及」があります。

昨年八月、ジュネーブで開催された「第二回人種差別と

闘う世界会議」でも、この「条約」の重要性と具体化が一つの大きな議論となりました。（詳細は紀要三七号参照）そして、国連人権委員会人種差別撤廃委員会のホセ・D・イングレス委員より第四条、ジョルジュ・テネキデス委員より七条の批准国における実施状況に関する研究報告が出されました。

これらの報告は、日本が「条約」を批准するに際しても、また、国内で、具体化していく上においても極めて貴重な内容を提起しておりますが国内では全く紹介されていない現状の中で、当研究所人権部会で仮訳するに至ったものです。

本資料が、「条約」に強い関心を抱いておられる方々はもとより、広く各界各層の方々に熟読されますことを祈念する次第であります。（なお、本号より何回かに分けて掲載いたしますので御了承下さい）

一九八四年十二月

部落解放研究所人権部会

あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約  
 第四条の実施に関する研究：ホセ・D・イングレス

一 序言

二 実施

[A] 既に立法措置がある場合

- 一、ガーナ
- 二、イラク
- 三、ポーランド
- 四、オーストラリア
- 五、ユーゴスラビア
- 八、ザイール

(以上、本号で掲載)

[B] 「条約」への加入検討過程で採用された立法措置 18

- 一、フィンランド
- 二、イタリー
- 三、オランダ

[C] 現行法の改正 21

- 一、フランス
- 二、インド
- 三、イラン

四、セネガル

五、ソビエト社会主義共和国連邦

[D] 「条約」加入後の新立法措置の採用

- 一、フィリピン
- 二、エクアドル
- 三、ギリシャ
- 四、ハイチ

三 解釈

[A] 第四条 a

- 一、第四条 a 第一項の『流布』の意味
- 二、第四条 a 第一項の『煽動』の意味
- 三、第四条 a の他の項

[B] 意見及び表現の自由への権利との関係

- 一、フランス
- 二、オーストリア
- 三、イタリー
- 四、オーストラリア
- 五、連合王国
- 六、ドイツ連邦共和国

七、ノルウェー

[C] 第四条 b

- 一、ノルウェー及びスウェーデン
- 二、白ロシア社会主義共和国及びウクライナ社会主義共和国

[D] 平和的な集会及び結社の自由の権利との関係

- 一、デンマーク
- 二、オーストリア
- 三、トンガ
- 四、ベルギー
- 五、カナダ
- 九、ウルグアイ

[E] 習保

- 一、バハマ国
- 二、バルバドス

[F] 結論と勧告

三、ジャマイカ

[F] 習保及び解釈声明・宣言の効果

あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約  
 第七条の実施に関する研究

……ジュールジュ・テネキデス

序言

第一章 第七条に基づく国家の義務

[A] ガイドライン

- 一、迅速で実効的措置
- 二、当事国が引き受ける義務の範囲
- 三、人種差別を導く偏見と闘うという国家の義務
  - (一) 人種的偏見を根絶するための措置
  - (二) 諸国家及び人種的又は種族的集団の間における理解、寛容及び友好関係を促進するために当事国によってとられる積極的措置

[B] 基本的文書、四つの国際連合文書

- 一、国際連合憲章
- 二、世界人権宣言

三、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際連  
合宣言

四、一九六九年一月四日発効のあらゆる形態の人  
種差別撤廃に関する国際条約

第二章 いろいろな措置

**A** 国内的措置

一、法的または、特定の権限を有する機関の教育  
的役目

二、適切な教授

三、適切な教育

四、基本的に人間中心の文化

五、人種差別と闘うためのマスメディアの組織的  
動員

**B**

国際的措置、当事国による「条約」第七条の規定の  
誠実な実施を監視するための人種差別撤廃委員会  
(CERD)の権限

結 論 第七条の特質のその人間的、社会的及び国際的意  
味あい

## あらゆる形態の人種差別撤廃に関する

### 国際条約第四条の実施に関する研究

人種優越主義と人種差別と闘う第二回世界会議

(一九八三年八月一日—二二日)

参加者のための資料として会議に先立って配布された文書

Distr.

GENERAL

A/CONF. 119/10

18 May 1983

Original: ENGLISH

事務総長による注意書き

人種差別撤廃委員会の要請により、事務総長はここに、第二回  
世界会議に対して、「条約」第四条の実施に関する研究を提出す  
る光栄を有する。この研究は、委員会の決定に基づいて、特別報

告書、ホセ・D・イングレス (Mr. José D. Ingles) 氏によ  
って作成されたものを、委員会がその第十七会期において審議し、  
承認したものである。

この研究は、「条約」第七条の実施に関する研究 (A/CONF.  
119/11) と組み合わせて、第二回世界会議に対する委員会の貢献の  
ものである。

# 目次

一 序言

二 実施

[A] 立法措置が既にある場合(以上、本号)

一、ガーナ

二、イラク

三、ポーランド

四、オートポルタ

五、ユーゴスラビア

六、ザイール

[B] 「条約」への加入検討過程で採用された立法措置

一、フィンランド

二、イタリー

三、オランダ

[C] 現行法の改正

一、フランス

二、インド

三、イラン

四、セネガル

五、ソビエト社会主義共和国連邦

[D] 「条約」加入後の新立法措置の採用

一、フィリピン

二、エクアドル

三、ギリシャ

四、ハイチ

三 解釈

[A] 第四条(a)

一、第四条a第一項の『流布』の意味

二、第四条a第一項の『煽動』の意味

三、第四条aの他の項

[B] 意見及び表現の自由への権利との関係

一、フランス

二、オーストリア

三、イタリー

四、オーストラリア

五、連合王国

六、ドイツ連邦共和国

七、ノルウェー

第四条d

[C] 第四条d

一、ノルウェー及びスウェーデン

二、白ロシア社会主義共和国及びウクライナ社会主義共和国

三、オーストリア

四、ブラジル

五、ブルンジ

六、キニーバ

七、ネパール

八、ニージーランド

九、ウルグアイ

[D] 平和的な集会及び結社の自由への権利との関係

一、デンマーク

二、オーストリア

三、トンガ

四、ベルギー

五、カナダ

[E] 留保

一、バハマ国

二、バルバドス

三、ジャマイカ

[F] 留保及び解釈説明・宣言の効果  
結論と勧告

## 一 序 言

1、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約の第四条は、以下のよう規定する。

第四条(人種的優越主義に基づく差別及び煽動の禁止) 当事国は、一人種又は一皮膚の色もしくは民族的出身からなる人々の集団の優越性を説く思想又は理論に基づいているか、又はいかなる形態の人種的憎悪及び差別をも正当化もしくは助長しようとするすべての宣伝及びすべての団体を非難し、そのような差別のあらゆる煽動又は行為を根絶することを旨とした迅速かつ積極的な措置をとることを約束する。またこのため、締約国は世界人権宣言に具現された原則及びこの条約第五条に明記する権利に留意し、特に次のことを行う。

a 人種的優越又は憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種的差別の煽動、並びにいかなる人種又は皮膚の色もしくは民族的出身を異にする人々の集団に対するあらゆる暴力行為又はこれらの行為の煽動、及び人種的差別に対する財政的援助を含むいかなる援助の供与も、法律によって処罰されるべき犯罪であることを宣言する。

b 人種的差別を助長し煽動する団体並びに組織的宣伝活動及びその他あらゆる宣伝活動が違法であることを宣言しかつ禁止し、並びにそれらの団体又は活動への参加が法律によって

処罰されるべき犯罪であることを認める。

c 国又は地方の公権力又は公的公益団体が人種的差別を助長し又は煽動することを許さない。

2、第四条は「条約」の最も重要な条文(Key article)と考えられている。<sup>(3)</sup>この条文は最終的に総会のコンセンサスによって採択されたが、そこには、「差別の煽動」(Incitement to discrimination)のみではなく、「人種的優越または憎悪に基づく思想の流布」(Dissemination of ideas based on racial superiority or hatred)をも処罰するという前向き<sup>(4)</sup>の立法措置がとられることを望んだ人達と、他方で言論と集会の自由を危うくするようなことなるのを望まなかった人達の妥協があった。例えば、イギリスの代表は、暴力への煽動が存在しない限り、人種差別の思想を単に表明したり人種差別を単に煽動するだけでは処罰の対象とはならないと主張した。人権委員会の差別防止・少数者保護小委員会によって提出された第四条aの原案はそのまま委員会で採択されたが、確かに「暴力行為」という結果に至る、あるいはこれを招来するような、人種差別へのあらゆる煽動<sup>(5)</sup>となっている。

3 ナイジェリアの妥協案は「人種的優越あるいは憎悪に基づいた思想のあらゆる流布、人種差別への煽動、並びに暴力行為あるいはあらゆる人種または個人<sup>(6)</sup>の集団……に対するこのような行為への煽動」の法律による処罰を規定し、第四条aの適用範囲を拡大していた。

4 ナイジェリアの妥協案はまた、第四条の導入部に、『世界人権宣言に具現された諸原則及びこの条約第五条に明記する権利に留意し』という一句を入れていた。自由な言論と集会を擁護する人達は、このことをもって、言論の自由と結社の自由への権利を脅かすようなような措置をとる義務を、当事国に課するものではないと解釈した。しかし一方、世界人権宣言の第二九条二項は、『他人の権利及び自由の妥協な承認、及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を充足することをもつばら目的として法律によって規定されるような』すべての人の権利と自由の制約を認めている。第四条aと言論の自由の間に、また第四条bと自由な結社の権利の間にバランスが維持されなければならないことは明白である。

5 一九六九年一月四日に「条約」が発効した当時、この特殊な条文を実施するための法律をまだ制定していない「条約」当事国が多かった。この状況は一九六九年に当事国が「条約」発効時点の二八カ国から一一八カ国に増えた時点で現実的に変らなかつた。しかし、「条約」の批准または加入に先立って必要な立法措置をとった国もいくらかはあつた。第四条の規定と実質的に合致していると言える立法措置がすでに存在すると言えた国は、もつと少なかつた。

6 「条約」当事国となつたことで、当事国として要求される義務は充足されたという誤った考えを表明した国々もあつた。これらの国々は、「条約」は編入あるいは変型によって国内法の一部となつたので、「条約」を実施するために必要な特別の措置は義務である。

委員会は従つて、この分野における立法措置が不完全な当事国が国内的立法手続に従つて、条約第四条aとbの定める要件に則つた規定によつてその法制を完備する問題を考慮するよう勧告する。

11 一九八〇年四月に委員会が採択した、改正一般的ガイドライン(CERD/C/70)は、特に次の諸点を要請してゐる。

④ 条約第四条を実施するための立法的、司法的、行政的もしくはその他の措置に関する情報、特に

人種差別のあらゆる煽動または行為を根絶することを目的とした迅速かつ積極的措置をとる旨の約束を実施するための措置。但し世界人権宣言に具現された原則及び条約第五条に明記された権利には留意するものとする。

(一) 人種的優越及び憎悪に基づく思想のあらゆる流布、人種差別的煽動、並びに、いずれかの人種もしくは異つた肌の色または種族的出身の個人の集団に対するあらゆる暴力行為またはこのような行為の煽動、並びにまた、財政的援助を含む、人種差別的活動に対するあらゆる援助の供与を法律によつて処罰されるべき犯罪と宣言すること。

(二) 人種的差別を助長し煽動する団体、並びに組織的宣伝活動及びその他のあらゆる宣伝活動が違法であることを宣言しかつ禁止し、並びにそれらの団体又は活動への参加が法

必要ではないとするものであつた。

7 また人種差別や人種差別宣伝を禁止している自国の憲法の規定を引用する国々にもあつた。しかしこれらの国々にも、これらの憲法上の禁止規定の実施を保障する法律の条文を提出することとはしていない。法律の規定は存在しないところから、人種差別あるいは人種差別への煽動、並びに人種差別団体や宣伝は憲法違反であるといふこととまざる国がいくつあつた。

8 報告書の中で、自分の国には人種差別は存在しない。あるいはその例がないから、これを禁止することは必要ないし、逆効果になる。ましてやこのような差別への煽動あるいは行為を根絶するための措置をとることはさらに不要であると述べる国もいくつあつた。

9 一九七〇年の第一会期で委員会は、「条約」の第九条一項に従つて提出する報告書の作成を援助するためのガイドラインを採択したが、実施にかかわる問題がこのガイドラインに照して生じた。「条約」当事国は、ことに、「条約」第四条の規定に従つて、どのような行政的、立法的、司法的もしくはその他の措置をとつたかを報告するよう求められた。

10 一九七二年二月二四日委員会は一般的勧告I (General Recommendation I) を採択したが、これは次の通りである。

『委員会はその第五会期であらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約第九条に従つて当事国が提出した報告書を審議した。その結果、多くの当事国の法制が、条約第四条aとbに規定されている条文を含んでいないことを認めた。これらの実施

律によつて処罰されるべき犯罪であることを認める。

(三) 国又は地方の公権力又は公的公共団体が人種的差別を助長し煽動することを許さない。

⑥ 一九七二年二月二四日の一般的勧告を実施するためにとられた適切な措置に関する情報。この勧告によつて委員会は、第四条の実施についてその立法措置が不完全である当事国は、その国内立法手続に従つて、条約第四条a及びbの定める要件に合致した規定を補充する問題を考慮すべきであると勧告した。

⑦ 一九七三年五月四日に委員会が採択した決定3 (VII) に対する情報。委員会はこの決定によつて当事国に対して、次の通り要請した。

(1) 各国において、条約第四条a及びbを実施することを目的としたどのような特定の刑事立法が制定されたかを明記すること、並びに、関係条文及びそのような特定の立法措置を実施するに於いて考慮されるべき一般的な刑法規定を、国連の公用語の一つにして、事務総長に送付すること。

(2) もしそのような特定の立法措置がない時は、第四条a及びbに基づく義務が裁判所によつて実効的に適用するために、現行刑法の規定を裁判所がどのように、またどの範囲まで活用しているかを委員会に報告し、事務総長に対してこれらの規定のテキストを国連の公用語の一つで提出すること。』

## 二 実 施

## A 立法措置が既にある場合

12 「条約」第四条の掲げる目的あるものは要件はすでに現行法制によって充足されているので、「条約」が発効したからと言って改めて立法措置を行うことは必要ではないと報告している国がいくつもある。

## 一、ガーナ

13 ガーナ政府はその第三報告書(CERD/C/R.70/Add.13)と第七報告書(CERD/C/91/Add.21)で一九五七年の差別禁止法(第五八号)の第三条、第四条、第一二条一項について報告した。

第三条 その構成員がある特定の社会集団あるいは宗教信条への帰属者に実質的に限定されているようないかなる団体も、その目的の一つとして、その意に反して結成された他のいづれかの団体、またはその団体のいづれかの一部を、その共同体または宗教に基づいて憎悪、侮辱または嘲笑することは、この法律の侵犯である。このような団体の管理責任を有するいづれの個人も、その団体が法人組織を有すると否かを問わず、即決裁判によって五百ポンド以下の罰金または三年以下の懲役、もしくはこのような罰金及び懲役の双方に処せられる。

のところ人種差別的犠牲者が用いうる唯一の救済措置は裁判所への訴えであると述べた。

15 ガーナの第五報告書(20 March 1978, CERD/C/20/Add.

①)は、以下のよう述べている。

『一、ガーナの一九五七年の差別禁止法(第五八号)は、団体が他の社会集団を害するような、部族的、地域的、人種的あるいは宗教的宣伝を行うとか、これに従事することを一般的に禁止するものである。だからと言ってこの法律が、国連の条約がカバーする人種差別を特に排除するというのではない。』

三、a 条約第四条の文脈においてみるに、人種の優越に基づく思想の流布あるいは憎悪、人種差別の煽動に関する特別の立法措置はない。しかし、この種の行為に対する処置は一九六〇年の刑法(法令第二九号)の第一八三条によって可能と考えられる。この条文は以下の通りである。

第一八三条一項 最高軍事評議会は、いかなる新聞、書籍あるいは文書、またそれらの一部の輸入でも公共の利益に反すると考える時は、適宜、行政措置によって、この種の定期刊行新聞、書籍や文書の輸入を禁止することが出来る。また、同じ措置あるいは継続措置によって、これらの過去並びに将来の出版物の輸入を禁止することができる。

b 問題点は、ここに言う『公共の利益』とは何かということだが、政府の政策に大きく左右されることである。政府が人種差別思想の流布を禁止するであろうことは、容易に推測される。

c 第一八三条(四)は、同じ条文の(一)に対する犯罪を、三年以

第二項 いかなる他の団体や共同体のいかなる一部も、憎悪、侮辱または嘲笑にさらされたという事実が、この目的の一応の証拠となる。

第四条 この法律第三条に基づいて有罪とされた場合、有罪判決を行った裁判官あるいは司法官は総督による審理のために、事実関係を証明する。大臣は命令によって当該団体の解散を宣言することが出来る。

第一二条一項 一定の行為、事態あるいは事実がこの法律に対する犯罪と宣告され、あるいはある団体が違法であると宣告された場合は、犯罪人は判決により五〇〇ポンド以下の罰金、または三年以下の懲役、もしくはこのような罰金及び懲役の双方に処せられるものとする。

14 委員会はガーナのこの立法措置を、総会への年次報告の中で以下のようにコメントしている。

『委員会は、一九五七年の差別禁止法の第三条及び第四条が、条約第四条の要件の一部を充足していると考ええる。しかしa及びbの規定する要件を充足するものとは考えない。aは個人が行う行為に関しており、bは団体で「管理責任的立場」にない構成員に関している……』

ガーナ代表は、一九五七年の差別禁止法が条約第四条の定める要件をどの程度充足するものであるかという委員会のコメントに留意すると述べた。また、ガーナにおいて、この国の法制を全般的に洗い直すための作業が進行中であるとも述べた。さらに前項に言及されている質問への回答として、代表は、現在

下の懲役によって処罰されるべき軽罪とする。

四、ガーナの法制の中に、人種差別を助長し煽動する団体への参加を処罰するための何んらかの規定があるか否かの点については、一九五八年の差別禁止法の第五条が選挙を目的として一定の社会集団や宗教信条の利益のために団体を組織することを禁止している。

五、a 一九六〇年の刑法(法令第二九号)の第一八二条Aは、一九六九年の刑法典(改正)令(NLCD398)によって改正されたが、最高軍事評議会に一定の団体を禁止する権限を与えている。第一二八条Aは次の通りである。

(一) 最高軍事評議会がいかなる団体についても、次の通り確認した場合

(a) その目的あるいは活動が、公共の福祉に反する、あるいは

(b) 団体が公共の福祉を害する目的に役立つ危険がある。評議会は、適当と思料する時は、行政措置によってこれを解散されるべき団体と宣告することが出来る。

(二) (一)によってある団体が禁止団体と宣告された場合は、何人も以下の行為を禁じられる。

(a) このような団体の構成員や役員を集会を召集すること。

(b) このような団体の構成員や役員としていづれかの集会へ出席し、あるいは何人かをしてこれに出席させること。

(c) いかなるこのような集会に関する何んらかの通知や宣

伝を行うこと。

- (d) このような団体の支持のため人を集めること。
- (e) このような団体が管理する、または管理されることになつてゐる基金もしくはこのような団体の利益のために何んらかの寄金を行つたり、貸付けをすること、あるいはこのような寄金または貸付けを受けること。
- (f) このような基金について何んらかの保証をすること。
- (三) (二)の規定の何れかを侵犯した者は何人たりとも有罪とされ、二百新セディス以下の罰金または一年以内の懲役、もしくはこの両者の刑に処せられる。
- (四) 検事総長の請求により高等裁判所は、この条文によつて禁止団体と宣告されたいかなる団体についても、その団体の整理と解散、あるいは団体のすべての所有物や資産の処分のために裁判所が公正と見料する命令を行うことが出来る。
- (五) この条文における「管理者」とは、いかなる団体であることを問わず、団体のすべての役員、並びに団体の経営や管理を司る、あるいは団体において経営や管理職にある、あるいはこのような立場にあると推定されるすべての人を意味する。

b この条文はこれら諸規定のいずれかを侵害する管理者と個人の双方に対する処罰を規定する。

c 以上からして、ガーナには人種差別的思想、人種差別への煽動に関する特別の立法措置がないことは明白である。しかし現行法によつて、いかなる人種問題にも対処しうる。例えば、

況を改善し、準備中の新憲法の中に人種差別に特定したものと明確な条文を入れるよう強く要望した。委員会は、ガーナの報告書の中に言及されている刑法典の諸規定は、強行規範としての性格を有する、条約第四条の要件を完全に充足するものではないといふ見解である。』

## 二、イラク

17 イラク政府は一九七〇年一月四日に「条約」を批准した。委員会の決定。(Ⅶ) に対する一九七三年一月二日付の回答において、イラク政府は、一九六九年のイラク共和国の暫定憲法第一九条と一九六九年のイラク刑法典第一一号の第二〇〇条、第二〇四条及び第二〇八条を引用した。以下の通りである。

### (暫定憲法) 第一九条

- a すべての市民は、性別、人種、言語、社会的出身あるいは宗教の理由に基づく差別なく、法の前に平等である。
- b 法律の範囲内で、すべての市民に機会均等が保障される。

### イラク刑法典第二〇〇条

憲法の基本原則と社会の根本規範の変更を唱導する理論を支持したり、流布したり、あるいは、一定の社会階層による他の社会階層の支配や、一定の社会階級の抹殺、国家の社会・経済の主要な秩序の転覆、暴力行為、テロリズム、その他の違法な方法による、社会のいかなる根本規範の否定を目的とする何人も、七年以下の懲役に処せられる。

条約第四条bは、「公共の福祉」という表現に与えられる解釈にもよるが、一九六〇年のガーナ刑法典(法律第二九号)の第一八二条Aによつて充足される。この条文は団体と個人の双方をカバーしている。条約第四条aも一九六〇年の刑法典(法律第二九号)によつてカバーされている。』

16 委員会はこれについて総会への報告書の中で次のように述べている。

『ガーナの法制が条約第四条a及びbの要件をどの程度まで充足するかという問題は前回の諸会期で論議された(同八七と一八一項)。この点は再び第一八会期で論議された。一九五七年の差別禁止法(第三八号)が特に人種差別を取り扱うものではなく、またガーナには、人種差別思想の流布や人種差別の煽動に関する立法措置も存在しないことをガーナの報告書が認めていることを委員会は注目した。しかしながら報告書は『刑法典の第一八二条Aと第一八三条の適用と「公共の福祉」という表現にいかなる解釈を与えるかによつて、現行法でもつていかなる人種問題にも対応出来る」と主張している。「公共の福祉」とは何んであるかという点は、原則として政府の政策によるものであり、政府が人種差別思想の流布を禁止するものであることは容易に推定されると、主張している。しかし委員会の一部には、「公共の福祉」という概念は法律上有用な概念としては余りに漠然としており、人種差別を明確な形で禁止するための条約の諸条件の充足を保障するには、この程度の立法措置では不十分であるとする見解もあつた。これらの委員は、ガーナが状

力によりイラクの現体制の変更を企て、あるいは、分離主義や分断主義を支持したり宣伝したり、あるいは、異ったセクトや人種間に紛争を煽動したり、あるいは、憎悪の感情や憎悪をイラク国民の間に喚起する何人についても、同じ処罰が適用される。

### 刑法典第二〇二条

アラブ民族、イラク国民、イラク国民のいかなる集団、国旗、あるいは国章を公に屈辱した者は何人といへども、一〇年以下の懲役に処す。

### 刑法典第二〇四条

(一) 以下に掲げる行為を行った者は一五年以内の懲役、並びに一〇〇〇イラクディナール以下の罰金に処す。

a 第二〇〇条、第二〇二条に掲げられた行為を目的とする結社、委員会あるいは団体を結成、設立あるいは管理する者。

b イラク国内で上記の種類の結社、委員会あるいは団体の支部を形成、設立あるいは管理する者。但し本部は国外にあるものとする。

c 上記の種類の結社、委員会あるいは団体の支部をイラク国外に、形成、設立あるいは管理する、イラク在住の外国人並びにイラク人でも国外に在住する者。

(二) 以下の場合については、懲役は二〇年以下とする。

a 何んらかの形で前記の種類の結社、委員会あるいは団体、並びにこれらの支部にこれら団体の目的をよく承認

した上で参画したり、参加する者。  
 b 違法な目的で前記の種類結社、委員会あるいは団体、それらの支部のいずれか個人あるいは間接的に接触したり、他人をそのかしたり、また他人に同様の行為のための便宜を提供する者。

#### 刑法典第二〇八条

次の場合について、七年以下の懲役あるいは五〇〇イラクディナール以下の罰金、または双方に処せられる。

(一) 第二〇〇条、第二〇二条に掲げられた行為の教唆、承認または宣伝を含んだ原稿、出版物あるいは録音を、悪意をもって取得または所持する者。但し、これらが配布または出版、あるいは人びとの注目にさらされるよう準備されていることを要する。

(二) 前条の諸規定に規定された諸目的の何れかを目的とした理論、結社、委員会または団体に関する出版物、録音または声明の放送、歌または宣伝のための資料を印刷、録音または広報のための手段によって所持する者。

18 総会に提出された委員会の報告書は、次のように記述している。

『条約第四条に関して、イラクの刑法典の若干の規定が報告書の中に記述されているが、これらは、人種差別の禁止を明確にするものではないという見解が、委員会の一部の委員にあった。これら委員は、条約第四条の要件を充足するような他の規定が刑法典の中にあるかどうか質した。……………』

第二項 民族的、宗教的または人種的所属を理由として個人に肉体的攻撃を行ったり危害を加える者は何人と言えども、同じ刑罰に処せられる。

第三二条 民族的、宗教的または人種的所属に基づいて集団や個人に対しての犯罪を行う者は何人も、そのような犯罪が致命的結果または重大な傷害、公の秩序の侵犯、あるいは公の安全の侵害を招来する限りにおいて、三年以内の懲役、終身刑または死刑に処せられる。

第三三条 第三二条二項または第三二条に規定する犯罪を行うことを目的とする合議に参加、あるいはこのような犯罪を共同して行う暴動行為に加担する者は何人も、懲役刑に処せられる。

第三四条 第三〇条から第三三条に規定された犯罪の実行を阻止するという義務に反する者は何人も、三年以下の懲役または拘留に処せられる。

21 一九六九年四月一九日に議会で採択されたポーランド人民共和国の刑法典は、一九七〇年一月一日に発効した。これはとりわけすでに述べた一九四六年六月一三日の全人民評議会議長の布告を廃止したもので、『公の秩序に反する犯罪』と題する一章には、次のような規定がある。

第二七〇条二項 このような紛争を公に推賞する何人も、六カ月から五年の期間、同じ処罰（六カ月から八年の懲役）に処せられる。

第二七四条二項 民族的、種族的または人種的所属に基づいて

条約第四条に関連して、イラク代表は次のように述べた。刑法典第二〇〇条は、人種差別にかかわる憲法第一九条の侵害に対するいろいろの刑罰を規定している。それ故刑法典の第一九条以下の規定も、あらゆる形態の差別に関する憲法の諸規定を補足するものである。』

#### 三、ポーランド

19 一九五九年七月二日に立法議会在採択したポーランド人民共和国憲法は、その第六九条に以下のように規定する。

一、ポーランド人民共和国市民は、国籍、人種または宗教の区別なく、あらゆる分野の公的、政治的、経済的、社会的また文化的生活を平等に享受する権利を有する。国籍、人種または宗教を理由として、特権を直接あるいは間接に付与したり、権利を制限したりすることによるこの原則の侵害は、法律によって処罰される。

二、民族的、人種的または宗教的相違に基づく憎悪や侮辱を広めること、紛争の挑発や個人に対する屈辱は、禁止される。20、一九四六年六月一三日の全人民評議会議長の布告は、ポーランド国の再建期間中の特別に危険な犯罪に関しているが、あらゆる形態の人種並びに民族差別に対する刑事法規を規定して、次のように宣言する。

第三〇条 民族的、人種的または宗教的な相違を理由として公に紛争を煽動し、あるいはこのような紛争を推賞する者は何人と言えども、五年以下の懲役に処せられる。

て、集団または個人を公に侮辱し、嘲笑しあるいは中傷する者は何人も、三年以下の懲役に処せられる。

第二項 第一項に規定された理由で、個人に肉体的攻撃を行う者は何人も、六カ月から五年の懲役に処せられる。

22 一九七八年二月一七日付のポーランドの第五定期報告書(CERD/C/20/Add.10)は、以下のよう記述している。

『ポーランド刑法が、あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約の第四条の規定する要件に則って起草されていないという見解は、正当ではない。刑法典の第二七〇条、第二七二条、第二七四の諸条に謳われている法規は、援助(財政的も含む)と煽動の禁止についての規定は含んでいない。その理由は、ポーランド刑事法によると、刑法典第一八条によって規制される援助または煽動の形態であってもまた、法律による処罰が可能な犯罪を犯したものとされうるからである。第一八条はとりわけ、禁止されている行為をすることを他人に望むとか、または本人を援助したり、あるいはそのような行為の実行を容易にしたりすることによってこれに同意を与える者は、煽動罪(Inducement)に処せられるからである。刑法典第一八条に述べられているように、財政的支援も援助の一形態である。

加えて、結社に関するポーランド法(ポーランド国家評議会議長布告、一九三二年一月二十日付、Dz. U. No.94, para. 808)は、ポーランド国内に憎悪と差別を助長するような団体を合法的に設立する可能性を排除している。ことにこの点は、同法第二条によって規制されている。第二条は、ポーランド国



民は結社の権利を保持する。但し『その目的、機構また活動が法律に反して構成されておらず、また安全、平和や公の秩序を脅かすものでない』ものに限定される。

さらに、人種差別を目的とする結社または団体の設立は、刑法典第二七六条及び第二七八条に基づいて処罰される。これら条文は次の通りである。

第二七六条一項 犯罪を行う目的の団体に加入するものは何人も、六カ月から五年の懲役刑に処される。

二項 この団体が武装的性情を有する場合は、前項の刑は、一年から八年の懲役刑とする。

三項 前二項と二項に言う団体を設立し、あるいは運営する者は何人も、二年から一〇年の懲役刑に処せられる。

第二七八条一項 国家当局に対してその存在、構成または目的が秘密とされている団体に加入する者は何人も、三年以下の懲役に処される。

二項 このような団体を設立し、あるいは運営する者は何人も、六カ月から五年の懲役に処される。

三項 公式に解散を命ぜられ、あるいは合法とされなかった団体を運営する者は何人も、六カ月から五年の懲役に処される。

刑法典の上述の諸条文並びに第二二二条から第二七四条までを概観するに、「条約」第四条に記載されているようないかなる人種差別団体も、ポーランドでは違法とされることは疑いない。従って、このような団体への加入は、以上述べて来た法律規定によ

って処罰の対象となる。』

23 人種差別撤廃委員会は総会に提出した報告書の中で、ポーランドの第六定期報告書について以下のように述べている。

『ポーランドの法制によって大幅にカバーされているとは言え、条約第四条は完全には遵守されていないとする若干の委員があった。憲法第八一条が処罰の対象となる直接的、間接的差別行為と単に禁止の対象とされる憎悪や侮辱の流布を立派に區別していることが注目された。この点に関連して、刑法典第二七二条が、ことに人種の差別を理由とするいさかきを公に煽動することを処罰の対象としていることも注目された。しかし同じような規定は刑法典の中に、憎悪や侮辱の流布に関しては存在しないように見えるという見解の表明もあった。さらに、憲法第八四条は、その目的が共和国の政治的・社会的組織あるいは法秩序を害するような団体の結成と加入を禁止していることも注目された。このような禁止を実施するためどんな立法措置が存在するかの、このような団体へ加入した場合どのような処罰があるのか、また、憲法第八四条が人種差別団体との関連で適用されたケースはあるかなどが質問された。人種の偏見に基づいた団体の結成に対してポーランドでは特別の防止措置をとる必要はないとポーランドの報告書は記述していたが、次の定期報告書はこの方面についての情報を提供しなければならぬとする見解を表明した委員が若干あった。』

#### 四、オートボルタ共和国

24 オートボルタは一九七四年七月一八日に「条約」に加入した。「条約」第四条を遵守していることを示すため、オートボルタは一九七八年一〇月一日 (CERD/C/51) に、現行法の次のようなテキストを提出した。

憲法に違反し且つ平和の破壊を構成する犯罪と違法行為に関する、一九五九年八月三一日の法律第一五号AL(抜粋)

##### 第一条 オートボルタ憲法に則り、国民の間に不和を惹起する怖れのある、良心の自由並びに信仰の自由に対するいかなる差別行為や挑発も、一年以上五年以下の懲役並びに五年以上一〇年以下の自宅拘禁に処せられる。

人種のあるいは種族的差別、分離独立宣伝あるいは信仰の自由に反対する行動の目的あるいは結果が、国家の国内的安全と共和国の領土の一体性に対する侵害を構成する犯罪あるいは違法行為の一つである場合は、このような行為を行い、あるいは煽動した者は共犯者として訴追される。

第二条 暴動、暴力行為あるいは脅迫によって、一人もしくはそれ以上の市民が自己の権利の行使を妨げられた場合は、行為者各自とも、六カ月以上二年以内の懲役に処せられ、五年以上十年以内の間市民権を剥奪される。

##### 団体に關する一九五九年八月三一日の法律第一八号AL

(抜粋)

第一〇条 評議会議長は、閣議が採択する布告に従って以下の如き団体や集団の解散を宣告出来る。

(一) ハイウエーや公の場所で集会し、あるいは、平和の破壊を惹起するようなデモを煽動する。

(四) 人種的、地方主義的あるいは宗教的憎悪を、共和国の内部あるいは共同社会内部に推進し、あるいは維持せんとする。

出版と出版活動による犯罪に関する一九五九年八月三一日の法律第二〇号AL(抜粋)

第二二条四項 いかなる分離スローガンあるいは歌、ことに公の場所あるいは公の集会における人種差別的あるいは地方主義的性質のもの流布は、六カ月以上一年以下懲役並びに一〇〇〇以上三〇〇〇フラン以下罰金もしくはこの両処罰の一つによって処罰される。……………

第二八条二項 この法律第二七条と第二八条によってカバーされなくても、その出身によって特定の人種あるいは地域に属する人々の集団を同じ方法によって中傷する者は、懲役に処せられる。

25 人種差別撤廃委員会は総会に対する報告書の中で、次のように記述している。

『委員会は、現行法は条約第四条一項の条件を充足しているという一般的合意に達した。しかし一部の委員は、条約第四条bのすべての条件が現行法によって充足されていないという見解であった。その理由として、一九五九年八月三一日の法律第二〇号ALの諸規定は人種差別団体を特に禁止するものではない、という点であった。他の委員達はしかし、一九五九年

八月三十一日の法律一八号ATLの第一〇条に従って閣僚会議において議長が出した布告に基づいて団体並びに集団を解散出来る権限は、条約第四条の關係要件を充足するという見解であった。これに関連して、若干の委員は報告書の中の「何んらかのギャップや抜け穴が発見された場合、条約の発効に則って、国内的レベルでの保障を強化する目的の新しい規定が、オートポルタの刑法典の制定にからめて、起草されるであろう」との記述に注目した<sup>26</sup>。

「条約第四条に関連して、報告書は付属文書VI、VII並びにVIIIを入れていた。各々抜粋ではあるが、憲法に違反し、平和の破壊を構成する犯罪並びに違法行為に関する一九五九年八月三十一日の法律第一五号ATL、団体に関する一九五九年八月三十一日の法律一八号ATL、それに出版と出版活動の違法行為に関する一九五九年八月三十一日の法律第二〇号ATLを紹介したものであった。これらの規定が「条約」第四条の規定を基本的に充足していることに、満足の意が表明された。しかし委員の一人は、法律第一五号と第一八号に若干不十分な点があることを指摘した。この委員は『良心の自由と信仰の自由に対するいかなるデモンストレーションも』という表現が余りに制限的に考えられる可能性のあるところから、法律第一五号は「条約」第四条の諸要件に照して拡大されることが大切であると述べた。また、人種のあるいは種族的差別行為や地方分離宣伝、信仰の自由に対するデモを支持したり煽動したりする者が単なる共犯者として訴追されることを不可解であると表明する委員も一人あった。

義自治州(第一八七条)、それにヴォジュヴォディナ社会主義自治州(第一九四条)である。

これに対応して、ユーゴスラビア社会主義連邦共和国の刑法典(一九七七年)の第一三四条、第一四一条並びに第一五四条は、旧刑法典の第二一九条、第二二四条並びに第一四八条をそれぞれ使用して以下のように規定する。

第一三四条一項、宣伝もしくは他の方法によって、ユーゴスラビア社会主義連邦共和国に住む民族や国民の間に、民族的、人種のあるいは宗教的憎悪や不和を挑発したり煽動する者は何人も、一年以上一〇年以下の懲役刑に処される。

二項、市民を侮辱し、あるいは他の方法で民族的、人種のあるいは宗教的不寛容を挑発した者は何人も、三カ月以上三年以下の懲役刑に処される。

三項、地位または権威を利用して、この条文一項と二項に規定される活動に集団として組織的に従事し、その結果秩序の破壊、暴力その他の重大な結果を招来した者は、一項によって最短一年間の懲役に処せられ、また二項によって六カ月以上五年以下の懲役に処せられる。

第一四一条、全部的にあるいは部分的に一つの民族的、種族的、人種的または宗教的集団を抹殺する目的で、殺害または重大な身体的傷害、またはある集団の構成員の身体的・社会的状況に対する重大な傷害、もしくは住民の強制移住やその団体全体または一部の抹殺を招来するような状況への集団の移動、ある集団の構成員の間の出生を抑制するような措置の実施、他の

「条約」第四条に関連して、法律第一五号ATLの規定の中に入っており、報告書の中にも言及されている『デモンストレーション』という表現に与えられているゆるやかな解釈がオートポルタ政府独自のものか、あるいは裁判所によっても支持されているものかを質した委員も一人あった<sup>27</sup>。

##### 五、ユーゴスラビア

26 ユーゴスラビア社会主義連邦共和国の旧憲法第四〇条は、出版並びにその他の情報メディアの自由、言論並びに公の発表の自由、集会並びにその他の公の会合の自由を保障していた。特に第三項は、『何人もこれらの自由と権利を、民族的、人種のあるいは宗教的憎悪もしくは不寛容の流布……の目的で使用してはならない』と規定していた。

27 ユーゴスラビアの旧憲法(一九六三年)の第四一条三項は、憲法第一七〇条三項に今日なっている。ここにはことに『民族的不平等並びに民族的、人種的宗教的憎悪または不寛容をひろめたり実行したりすることは、憲法違反であり処罰される』と規定されている。

28 同じ様な規定は各共和国並びに自治州の憲法にも存在している。すなわち、ボスニア・ヘルツェゴウィナ社会主義共和国(第八〇条)、クロアチア社会主義共和国(約二四七条)、マケドニア社会主義共和国(第二二〇条)、モンテネグロ社会主義共和国(第一九七条)、スロヴェニア社会主義共和国(第二二四条)、セルビア社会主義共和国(第一九四条)、コソヴァ社会主義

集団への子供の強制移動を命じた者並びに同じ意思をもって以上の行為の何れかを実行した者は何人も、最短五カ年の懲役あるいは極刑に処される。

第一五四条一項、人種、肌の色、国籍または種族的出身に基づいて、国際共同体が認める基本的人権と自由を侵害した者は何人も、六カ月以上五年以下の懲役に処される。

二項、この条文第一項の処罰は、人間の平等を唱導した理由で団体あるいは個人を迫害するすべての者に適用される。

三項、ある人種の他人種に対する優越思想を流布し、あるいは人種の憎悪を宣伝し、あるいは人種差別を煽動する者は何人も三カ月以上三年以下の懲役に処される。

29 一九七八年八月二四日付のユーゴスラビアの第五定期報告書(CERD/C/20/Add.27)は次のように述べている。

『前述の刑法典第二五四条によると、人種の差別、憎悪、不和並びに不寛容を煽動する目的で結成された団体の構成員は、処罰されることになっている。』

市民団体の結成に関する法律によると、その団体の活動が民族的、人種的並びに宗教的憎悪を煽動することを目的としている場合は、その団体の活動を禁止することが出来る(例えば、セルビア社会主義共和国の市民団体結成法第一三条一項二、ウオシュヴォディナ社会主義自治州の市民団体結成法第一四一条一項二、など)。

団体の活動を禁止する決定は、内務省の自治体担当部によってなされる。このような決定に対しては抗告が出来る。しか

し、これも決定の実施を阻止することは出来ない。自治体担当部に団体の登録がされており、市民団体の合法性を監督する権限がある。

第二〇条一項 他人の刑事犯罪の実行を意図的に援助した者は何人も、自身がこれを実行したように処罰される。しかし処罰は減刑される可能性はある。

二項 次に次の行為は援助したものとみなされる。犯罪を実施する方法について教示あるいは助言を行うこと、犯罪のための道具の提供、犯罪の実行に対する障害の除去、行為の実行に先立って犯罪行為の存在を隠滅したり、犯罪者、犯罪実行のための道具、その痕跡あるいは犯罪行為の実行を通じて得た現物を隠匿すること、以上である。』

30 人種差別撤廃委員会は、総会に提出した報告書の中で、次のように述べている。

『条約第四条については、ユーゴスラビアの新刑法典第二三四並びに一五四条についてのみでなく、報告書の付属文書として添付されていなかった第二五四条についての情報も提出するよう委員会の前会期において、求められていたことが、想起された。報告書の中に強調されている自主管理の概念が、国内のいろいろの異った国籍を持つ人達の間の友好関係の維持について果す役割はどんなものであるか、質問した委員も若干あった。』

民族的憎悪の煽動に対する強制措置に関する議論の際、ユーゴスラビア国外でユーゴスラビア国民に対して犯罪行為を行っ

た外国人は、ユーゴスラビアの刑法典に従って訴追されるのか否かという質問が行われた。刑法典第一五四条一項に言う「国際共同体が認める人間の権利と自由」という一句は、国際共同体の構成員の相当数が国際連合の諸決議に同意していないことからして幾分あいまいではないかという見解も表明された。

ユーゴスラビア憲法第二五一条に言う『自主管理』の概念に関する限り、自分達の特有の社会的、文化的利益に関する諸問題を決定してゆくについて十分な独立性を享受している少数民族にとつて、極めて重要な意味を持つ原則であることが、認められた。

条約第四条について、ユーゴスラビア代表は、ユーゴスラビアにおいて条約第四条bの規定が遵守されているということと報告書は明かにしていると述べた。加えて、刑法典第二三四条に従って、民族的憎悪並びに不和の煽動は、処罰されるべき犯罪である。

ユーゴスラビア刑法の地域的適用の問題について、代表は、刑法典第一〇七条二項によって、ユーゴスラビア国外でユーゴスラビアあるいはその国民に対して犯罪行為を行った外国人は、国内に在るか引渡された場合は、五年以下の懲役に処される。次の報告書には、提起された問題点について詳しい報告がされよう。』

## 六、ザイール

31 ザイールは一九七六年四月二日に「条約」に加入した。

しかし一九七四年の憲法はすでに『いかなる人種的、民族的並びに宗教的差別行為、またいかなる地方分離宣伝……も禁止される』と規定していた。

32 一九六〇年三月二十五日の法律第六〇—三二号の第一条は、次のように規定している。

『人種、種族集団または信仰団体の間に緊張を惹起、維持あるいは促進する可能性のあるような、壁やその他の場所への落着き、標章、ゼスチャー、言葉あるいは表現を標榜する者は、処罰される……』』

一九八〇年三月二〇日付のザイールの第二期報告書 (CERD/C/46/Add.4) は次のように述べている。

『第二条は、第一条に規定する異った実体が存在することを何んらかの形式で指示するようなお題目、図式あるいはサインを維持することか、印象づけることも、同じように禁止している。』

加えて、一九六六年六月七日の法律第一条の規定の一般的表現に基づいて、私人、国家机关自体、集団か団体によって実行されているかを問わず、煽動、財政的支援その他や人種差別宣伝のような人種差別のあらゆる形態に、刑罰が課せられる。

言葉、ゼスチャー、書き物、絵図あるいは標章その他の方法で、人種的、種族的、部族的または地方的反感や憎悪を顕示した者、反感や憎悪を挑発するような行為を行った者は、何人も処罰される。

人種的または種族的差別行為への加担については、刑法典第二一条、第二二条、第二三条は共犯者と従犯者に対しても同様である……』』

特に人種優越主義と部族主義の防止と処罰に関する一九六六年六月七日の法律六六／三四二号の第一条二項の規定が注目される。この規定は、『公の権力を持つ人によってその権限の行使として違法行為が行われた時は』刑罰が加重されると規定する。人種的、種族的、部族的または地域的差別あるいは憎悪行為を司法当局に報告する義務についても、同じ様な刑罰が適用される。但し、公の権力を持つ者がこの義務を履行することを怠ったとして訴追される時に限る。』

33 人種差別撤廃委員会はしかし乍ら、その総会への報告書の中で、次のような見解を示した。

『政党がその性格において部族的であるという理由によってある政党を完全に禁止することは条約第四条bの規定を実施することではないと考える。報告書には、廃止は「部族主義に対する闘いの最も具体的な表現」をなすと記述されていることにもかかわらずそう考えられる。』

また委員会は総会に対する別の報告書の中で、次に次のように述べている。

『法律第六六／三四二号に従って、共和国大統領は一定のクラブ、団体並びに集団を解散することが出来る。しかし一部の委員はこの法律に関して、その若干の規定が条約第四条bの文言に完全に合致していないという見解を表明した。』